

平成29年5月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成29年5月10日（水） 午前9時00分開会

2. 開催場所 役場2階会議室

3. 出席委員（14人）

| | | |
|---------------|------------------|-------------|
| 会長(14番) 高岡 重盛 | 職務代理者(13番) 米田 一喜 | |
| (1番) 宮原 清人 | (2番) 伊東 明継 | (3番) 森松 栄 |
| (4番) 西田 義和 | (5番) 尾方 文代 | (6番) 白石 悌二 |
| (7番) 渡邊 和夫 | (8番) 岩坂 博行 | (9番) 永田 熊信 |
| (10番) 椎葉 セイ子 | (11番) 宮原 敬五 | (12番) 岩崎 盛光 |

4. 欠席委員（0人）

欠席委員：()

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第14号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程第4 議案第15号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について

日程第5 議案第16号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 富永 得治

農地係長 渋谷 美佐江

| | |
|------------|--|
| <p>議長</p> | <p>1 開会・議長挨拶</p> <p>おはようございます。 只今から、平成29年5月相良村農業委員会総会を開会します。 相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p> |
| <p>議長</p> | <p>2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、13番委員、1番委員の2名を指名します。 よろしくお願ひします。 これより、議題に沿って会議を進めます。議案が4議案で、案件が44案件です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>3 議 事</p> <p>議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>はじめに、議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請について、審議します。</p> <p>まず、1番についてですが、5番委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(5番委員退席)</p> |
| <p>議長</p> | <p>それでは、1番について事務局の説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>おはようございます。 議案第13号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。 番号1、大字深水字馬場、渡瀬、小園、上屋敷及び谷川田4筆畑8筆の13,363㎡です。3条の使用貸借の案件で、貸付人、借受人</p> |

| | |
|-------|--|
| 議長 | <p>は議案に記載されているとおりです。</p> <p>引き続き、本件について、9番委員からの報告をお願いいたします。</p> |
| 9番委員 | <p>貸付人及び借受人からの聞き取りをし、何ら問題はないことを、ご報告します。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局からの説明及び9番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>ここで、5番委員の入室を許可します。</p> <p>(5番委員入室・着席)</p> |
| 議長 | <p>次に、2番について事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>番号2、大字川辺字高原畑1筆の4,980㎡の有償移転の案件で譲渡人、譲受人は、議案に記載されているとおりです。売買価格は10a当たり300,000円です。以上です。</p> |
| 議長 | <p>引き続き、本件について、12番委員からの報告をお願いいたします。</p> |
| 12番委員 | <p>5月7日に両者に確認し、話し合いの中で、金額を決定しました何ら問題はないと思われます。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局の説明及び12番委員からの報告がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> |

| | |
|------|--|
| 議長 | <p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> |
| 議長 | <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、3番について事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>番号3、大字川辺字上高原、堀内及び城ノ平畑6筆の5,127㎡です。3条の有償移転で譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。売買価格は、全筆で150,000円です。以上です。</p> |
| 議長 | <p>引き続き、本件について8番委員からの報告をお願いいたします。</p> |
| 8番委員 | <p>両者に聞き取りした結果、150,000円で決定したとのことでした。以上、報告します。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局の説明及び8番委員からの報告がありました。本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第14号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について</p> |

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>次に、議案第14号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権貸借）について、審議します。</p> <p>まず、1番についてですが、4番委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(4番委員退席)</p> |
| 議長 | <p>それでは、1番について事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>農業経営基盤強化促進に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）についてご説明します。</p> <p>番号1、大字柳瀬字風呂前、田2筆の7,615㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は3年で、賃借料10aあたり15,000円です。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの場合)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>ここで、4番委員の入室を許可します。</p> <p>(4番委員入室・着席)</p> |
| 議長 | <p>次に、2番についてですが、先ほどと同様の私に関する案件ですので、議事の進行を13番委員にお願いし退席します。よろしくお願いいたします。</p> <p>(14番委員退席)</p> |

| | |
|---------|--|
| 1 3 番委員 | <p>(1 3 番委員議長席・着座)</p> <p>それでは、2番について事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>番号2、大字川辺字上廻の田の2筆の1,328㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は3年で賃借料は10aあたり15,000円です。以上です。</p> |
| 1 3 番委員 | <p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 1 3 番委員 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 1 3 番委員 | <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>ここで、14番委員の入室を許可し、議長も交代します。有難うございました。</p> <p>(1 4 番委員入室・着席)</p> |
| 議長 | <p>次に、3番について事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>番号3、大字川辺字中廻の田の2筆の712㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり玄米120kgです。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |

| | |
|-----|--|
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、4番について事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>番号4、大字四浦西字前田、田1筆 361 m²です。使用貸借の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は5年です。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、5番について事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>番号5、大字四浦西字前田の田1筆の 361 m²です。使用貸借の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は5年です。以上です。</p> <p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろ</p> |

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>しいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、6番について事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>番号6、大字川辺字大柳、田1筆の454㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は1年で、賃借料は10aあたり20,000円です。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、7番について事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>番号7、大字川辺字大柳、田2筆の2,967㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は1年で賃借料は10aあたり20,000円です。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろ</p> |

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>しいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、8番についてですが、3番委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第24の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(3番委員退席)</p> |
| 議長 | <p>それでは、8番について事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>番号8、大字四浦西字舟渡の田1筆1,095㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は1年で賃借料は1筆あたり玄米120kgです。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>ここで、3番委員の入室を許可します。</p> <p>(3番委員入室・着席)</p> |
| 議長 | <p>次に、9番について事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>番号9、大字川辺字朝の迫の畑1筆17,695㎡の内5,000㎡です。</p> |

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は5年で、賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p> <p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、10番について事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>番号10、大字川辺字下黒石、雨宮鶴及び大柳の田3筆の3,783㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は3筆で玄米330kgです。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、11番について事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>番号11、大字川辺字雨宮鶴の田1筆の2,231㎡です。賃貸借の</p> |

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>再設定案件利用権を設定する者及び設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり40,000円です。以上です。</p> <p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、12番について事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>番号12、大字川辺字佐土原及び村ノ前の田の3筆で3,319㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は5年で、賃借料は10aあたり30,000円です。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、13番について事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>番号13、大字川辺字朝の迫、田2筆の8,074㎡です。賃貸借の</p> |

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は1年で、賃借料は2筆で35,000円です。以上です。</p> <p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、14番について事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>番号14、大字柳瀬字村ノ上の田2筆の2,370㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は5年で、賃借料は2筆で玄米180kgです。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、15番について事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>番号15、大字柳瀬字片黒の田1筆の1,030㎡です。賃貸借の新</p> |

| | |
|-----|--|
| 議長 | <p>規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は3年で賃借料は10aあたり15,000円です。以上です。</p> <p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、16番について事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>番号16、大字柳瀬字城ヶ峯、畑1筆の2,375㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は5年で、賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、17番について事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>番号17、大字柳瀬字城ヶ峯、畑1筆の2,344㎡です。賃貸借の</p> |

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は5年で、賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p> <p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、18番について事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>番号18、大字柳瀬字城ヶ峯、畑1筆の2,415㎡です。賃貸権の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は5年で、賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、19番について事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>番号19、大字柳瀬字城ヶ峯、畑1筆の2,403㎡です。賃貸借の</p> |

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は5年で、賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p> <p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、20番について事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>番号20、大字柳瀬字城ヶ峯、畑1筆の4,765㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は10年で、賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なし声)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、21番について事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>番号21、大字柳瀬字城ヶ峯、畑1筆の2,390㎡です。賃貸借の</p> |

| | |
|-----|--|
| 議長 | <p>新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は10年で、賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p> <p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、22番について事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>番号22、大字柳瀬字村ノ上、田1筆の1,004㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は10年で、賃借料は1筆あたり玄米90kgです。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、23番について事務局の説明をお願いします。</p> <p>番号23、大字柳瀬字二反田、田1筆の1,256㎡です。賃貸借の</p> |

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は10年で、賃借料は1筆あたり玄米90kgです。以上です。</p> <p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、24番について事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>番号24、大字柳瀬字村ノ上、田1筆の1,092㎡です。使用貸借の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は5年です。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、25番について事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>番号25、大字柳瀬字浜ノ上、畑1筆の2,636㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は、議案に記載</p> |

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>されているとおりです。期間は5年で、賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、26番について事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>番号26、大字深水字買元および田ノ下、田3筆の2,290㎡です。賃貸の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は10年で、賃借料は全筆で玄米150kgです。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、27番について事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>番号27、大字柳瀬字九反田、田1筆の680㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は、議案に記載さ</p> |

| | |
|-----|--|
| 議長 | <p>れているとおりで。期間は10年で、賃借料は10aあたり22,059円です。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの場合)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、28番について事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>番号28、大字川辺字中高原、七折、下永坂及び中永坂の畑6筆の5,505㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者および設定を受ける者は、議案に記載されているとおりで。期間は5年で、賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、29番について事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>番号29、大字柳瀬字吉ノ尾、田3筆の4,370㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は、議案に記載</p> |

| | |
|----|---|
| 議長 | <p>されているとおりで。期間は10年で、賃借料は3筆で玄米480kgです。以上です。</p> <p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> |
| 議長 | <p>次に、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)について審議します。</p> <p>まず、1番についてですが、13番委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(13番委員退席)</p> |
| 議長 | <p>それでは、1番について事務局の説明をお願いします。</p> <p>番号1、大字柳瀬字九反田、堂ノ尾及び天子田の4筆3,115㎡畑2筆1,155㎡の計4,270㎡です。所有権を移転する者及び移転を受ける者は、議案に記載されているとおりで。売買価格は1,303,750円です。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局からの説明及がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> |

| | |
|-----|--|
| 議長 | <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>ここで、13番委員の入室を許可します。</p> |
| 議長 | <p>(13番委員入室・着席)</p> <p>次に、2番について事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>番号2、大字川辺字城ノ上、畑1筆の1,458㎡です。所有権を移転する者及び移転を受ける者は、議案に記載されているとおりです。売買価格は437,400円で、10aあたりでは、300,000円となります。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第15号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による 農用地利用配分計画(案)に対する意見について</p> |
| 議長 | <p>次に、議案第15号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について、審議します。</p> <p>この案件については、農地中間管理事業に関する案件ですので一括して事務局の説明をお願いします。</p> |

事務局

議案第15号農用地利用配分計画案に関する意見について一括してご説明します。

番号1、大字柳瀬字城ヶ峯畑6筆の16,692㎡で、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。機構法の賃貸借で、期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。続きまして番号2、大字柳瀬字村ノ上田1筆の1,004㎡で権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は、議案にきさいされているとおりです。機構法賃貸借の転貸で期間は10年で賃借料は、玄米90kgです。番号3、大字柳瀬字村ノ上田1筆の1,092㎡で、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。機構法使用貸借の転貸で期間は5年です。番号4、大字柳瀬字二反田田1筆の1,256㎡で、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。機構法の賃貸借で期間は10年です。賃借料は玄米88kgです。番号5、大字柳瀬字浜ノ上畑1筆の2,636㎡で権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。機構法賃貸借で期間は5年で、賃借料は10aあたり5,000円です。番号6、大字深水字買元及び田ノ下田3筆の2,290㎡で権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。機構法賃貸借の転貸で期間は5年の3筆で玄米150kgです。続きまして番号7、大字柳瀬字九反田の田1筆、680㎡権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。機構法賃貸借の転貸で期間は5年の10aあたり22,059円です。番号8、大字川辺字中高原、七折、下永坂及び中永坂の畑6筆で5,505㎡です。権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。機構法賃貸借の転貸で期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。続きまして番号9、大字柳瀬字吉ノ尾田1筆で4,370円です。機構法賃貸借の転貸で期間は10年で賃借料は全筆で玄米480kgです。先ほどの議案14号中間管理機構の農用地利用配分計画案になります。以上です。

議長

ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。

(意見なしの声)

| | |
|-----|--|
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。 (異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第16号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について</p> |
| 議長 | <p>次に、議案第16号荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について審議します。 1番について、事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第16号荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてご説明します。番号1、大字川辺字石坂鍋野、石ノ丸及び萩ノ平の田3筆、畑2筆の計4,197㎡です。所有者、調査内容については、議案に記載してあるとおりです。</p> |
| 議長 | <p>引き続き、本件につきまして、11番委員から報告をお願いいたします。</p> <p>4月28日に事務局と3人で現地確認に行きましたが、人の通行した気配もなく、荒れていましたので現地の確認もできませんでした。酪農の方からも現地に行こうとしましたが、現地の場所が定かではありません。所有者のほかの農地も小作にだしておられ、そこを小作しておられる農家もいないです。その付近で農作業する人も見受けられません。よって非農地の判断が妥当と思われます。以上です。</p> |
| 事務局 | <p>ただいま、事務局の説明及び11番委員からの報告がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> |

| | |
|----|---|
| 議長 | <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> |
| 議長 | <p>これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。ありがとうございました。</p> <p>その他</p> |
| 議長 | <p>(1) 次回の総会の開催日について 6月6日、(火) 曜日、午前9時から</p> <p>閉 会</p> <p>それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p> |

閉会 午前10時20分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

平成29年5月10日

相良村農業委員会

署名委員 13番 ㊟

署名委員 1番 ㊟